

# 令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

## 対象者・利用料

満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの  
利用料が月額25,700円まで無償となります。

(幼児教育・保育無償化の開始に伴い、就園奨励費補助金及び保護者補助金は9月で終了します。)

- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 幼児教育、保育無償化に伴い、副食(おかず・おやつ等)の費用の補足給付制度が新設され、月額4,500円まで無償となります。対象は年収約360万円未満相当世帯の子どもと第3子※以降の子どもです。  
※小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降の子ども
- 入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無償となります。



## 預かり保育

保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から  
5歳児(小学校就学前)、までの子どもの利用料が月額  
11,300円※まで無償となります。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。



私立幼稚園を利用するすべての子どもが施設等利用給付  
認定が必要となります。

園から配布される案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

## お問い合わせ先



幼稚園または、各市町村の教育委員会